西日本工業大学大学院工学研究科履修に関する規程

最終改正　令和５年４月１日

（目的）

第１条　この規程は、西日本工業大学大学院学則（以下「学則」という。）第27条第４項に基づき、工学研究科の履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

（教育の方法）

第２条　工学研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成又は特定の課題についての研究等に対する指導により行う。

（履修方法）

第３条　学生は、学則別表に基づいて作成される授業時間割表に従って、次のように履修するものとする。

⑴ 学生は、学則別表に掲げる授業科目のうちから36単位以上履修しなければならない。

⑵ 学生は、原則として、所属する分野から１名の主指導教員を、他の分野から１名の副指導教員を定め、履修する科目の選択ならびに学位論文の作成又は特定の課題についての研究等について、研究指導計画書に基づいてその指導を受けるものとする。

⑶ 指導教員に変更の必要が生じた場合には、工学研究科長の承認により変更することができる。

⑷ 社会人学生の生産・環境システム特別研究は、工学研究科長の承認により、当該社会人学生が所属する企業等で行うことができる。

（履修申告）

第４条　履修申告については、西日本工業大学履修に関する規程（以下「学部規程」という。）第５条の規定を準用する。

（授業）

第５条　授業については、学部規程第６条、第７条及び第８条の規定を準用する。

（試験）

第６条　試験は、授業科目の筆記試験、口頭試験または研究報告とし、授業科目の終了する学期末に行う。

２　追試験については、学部規程第９条第２号の規定を準用する。

３　再試験については、学部規程第９条第３号の規定を準用する。

（成績、評価及び単位認定）

第７条　授業科目を履修した者には、試験及び修学状況等によって成績の認定を行う。

２　授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可・履修放棄の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格、不可・履修放棄を不合格とする。

３　秀・優・良・可・不可・履修放棄の点数は、学部規程第19条の規定を準用する。

４　合格した授業科目については、所定の単位を与える。

（学位論文等の提出）

第８条　学生は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）の審査を受けようとするときは、主指導教員の承認を得て、所定の書類を工学研究科長が指定した期日までに提出しなければならない。

２　特定の課題についての研究成果（作品等）の審査を受ける場合には、作品等に係る資料を所定の書類に含めるものとする。

（最終試験）

第９条　最終試験は、第３条に規定する履修すべき授業科目の単位を履修し、かつ、学位論文等を提出した者について行う。

（学位論文等の審査及び最終試験の方法）

第10条　工学研究科長は、主査１人及び副査２人以上の審査委員を定めて、審査委員から成る論文審査委員会において学位論文等の審査及び最終試験を行わせるものとする。

２　主査は、学位論文等の提出者の主指導教員が務める。
３　副査は、審査対象の学位論文等の専門性を踏まえ、本学大学院の教員の中から選任するが、少なくとも１名は主査の所属する学科・系の教員とする。なお、学位論文等の内容により、より適切な学外の研究者等を副査に選任することができるものとする。
４　学位論文等の審査は、以下の審査項目にもとづき審査委員による総合評価により行うものとする。
(1) 学位論文等には、独創的かつ有用的な内容が含まれていること。
(2) 関連する内容の文献調査及び研究動向調査が十分であること。
(3) 研究計画が適切であり、かつその遂行により何らかの知見を見いだすこと。
(4) 論文の構成や体裁が適切であり、かつその記述が的確であること。
(5) 研究倫理をはじめ学術研究が従うべき規範を守っていること。
(6) 研究内容の発表が平易に、かつ適切に行われること。
なお，第６号については，修士論文発表会における評価も加味するものとする。
５　最終試験は、論文提出者の学力及び研究成果を確認する目的をもって学位論文等を中心とし、これに関連のある科目あるいは専門領域について、筆記試験または口頭試問により行う。
６　工学研究科長は、審査委員の報告に基づいて、学位論文等及び最終試験の合否を決定する。

（課程修了の要件）

第 11 条　課程の修了要件は、課程に２年以上在学し、36 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文等の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

（学位の授与）

第 12 条　工学研究科の課程を修了した者には、学則の定めるところにより、修士（工学）の学位を授与する。

（教育職員免許状の取得）

第 13 条　大学においてすでに高等学校教諭一種免許状（工業）を授与されている者で、教育職員免許法による教育職員専修免許状を取得しようとする者は、別表１に定める授業科目の中より、24 単位以上を修得しなければならない。

附　則

１　この規程は、平成 16 年４月１日から施行する。
２　この規程は、平成 17 年４月１日から施行する。
３　この規程は、平成 19 年４月１日から施行する。
４　この規程は、平成 20 年４月１日から施行する。
５　この規程は、平成 22 年９月 24 日から改正施行し、平成 22 年４月１日から適用する。
６　この規程は、平成 23 年４月１日から施行する。
７　この規程は、平成 26 年４月１日から施行する。
８　この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。
９　この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。
10　この規程は、平成 30 年４月１日から改正施行する。ただし、平成 29 年度以前に入学した学生に対する第 13 条の規定の適用については、なお従前の例による。
11　この規程は、令和２年４月１日から改正施行する。ただし、令和元年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。
12　この規程は、令和３年４月１日から改正施行する。ただし、令和２年度以前に入学した学生に対する第 13 条の規定の適用については、なお従前の例による。
13　この規程は、令和３年 12 月 16 日から改正施行する。
14　この規程は、令和４年４月１日から改正施行する。ただし、令和３年度以前に入学した学生に対する第 13 条の規定の適用については、なお従前の例による。
15　この規程は、令和５年４月１日から改正施行する。ただし、令和４年度以前に入学した学生に対する第 13 条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表１

科目番号	授業科目	単位数	分野別種別		授業時数				備考
			生産	環境	1年		2年		
					前	後	前	後	
MS102	流体工学特論	2			2				
MS116	エネルギー変換工学特論	2			2				
MS104	制御工学特論	2			2				
MS120	成形加工特論	2			2				
MS121	材料電子化学特論	2			2				
MS106	電気応用工学特論	2			2				
MS123	信号処理特論	2				2			
MS108	電子デバイス特論	2			2				
MS109	情報通信工学特論	2			2				
MS302	半導体回路設計特論	2					2		
MS118	データサイエンス特論	2				2			
MS111	電気エネルギー工学特論	2				2			
MS124	ロボット機構学特論	2				2			
MS117	放電プラズマ工学特論	2				2			
ME101	地域環境工学特論	2			2				
ME102	地域環境情報システム論	2				2			
ME103	地盤工学特論	2				2			
ME122	環境影響評価特論	2				2			
ME123	耐震工学特論	2			2				
ME301	都市環境マネージメント論	2					2		
ME124	建築計画特論	2				2			
ME125	空間設計論	2				2			
ME126	住環境デザイン論	2			2				
ME127	鉄骨構造工学特論	2			2				
ME128	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ構造工学特論	2				2			
ME131	海岸工学特論	2				2			
ME308	木質構造工学特論	2					2		
ME309	建築材料工学特論	2					2		
ME108	空間デザイン史特論	2			2				
MC101	技術経営論	2			2				
MC103	知的財産戦略論	2			2				
MC111	情報工学特論	2			2				
MC106	環境経済学論	2				2			